

エネルギー科学研究科共用スペースの使用要項

平成26年11月13日 先端エネルギー科学研究教育センター運営委員会制定

平成26年12月12日 一部改正

平成28年7月7日 一部改正

(目的)

第1 この要項は、エネルギー科学研究科（以下「研究科」という。）における先端的プロジェクト研究の遂行と実験設備の共同利用による新たな教育研究活動を推進することを目的として、研究科が保有する研究科共用スペースの使用に関し、必要な事項を定めるものである。

(研究科共用スペースの定義)

第2 研究科共用スペースは、別表1のとおりとする。

(管理)

第3 研究科共用スペースの管理運営は、先端科学研究教育センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）が行うものとする。

(使用の申込み)

第4 研究科共用スペースの使用を希望する者（以下「使用責任者」という。）は、原則として使用する2か月前までに、「エネルギー科学研究科共用スペース使用申込書」（別紙様式）により、先端科学研究教育センター長（以下「センター長」という。）宛て申し出るものとする。

2 前項の申し出ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本研究科の教職員

(2) その他センター長が適当と認める者

3 第1項の申し出があった場合、センター運営委員会において、その使用の可否について決定する。

4 センター長は、使用責任者に対し、前項の結果を文書にて通知するものとする。

(使用期間)

第5 特定のプログラム又はプロジェクト等にかかる研究を実施する場合は、当該プログラム又はプロジェクト等（以下「当該プログラム等」という。）の継続する期間を使用期間とする。この場合、第4に定める使用申込書のほか、当該プログラム等の実施期間が確認出来る書類を添付することとする。

第6 第5に定める以外の研究に係る使用については、使用期間を1年以内とする。ただし、年度の途中で申し込みがあった場合は、当該年度の末日までとする。

2 継続して使用を希望する場合は、使用期間満了の2か月前までに、センター長宛て申し出るものとする。

3 前項の申し出があった場合は、センター運営委員会において、その使用の可否について決定する。

第7 第5及び第6にかかわらず、別表1のうち工学部総合校舎に係る共用スペースについては、研究科の共同実験室として運用することを目的としているため、原則として使用期間を設けないものとする。

(使用料)

第8 研究科共用スペースについて、使用料を別表2のとおりとする。ただし、共同で利用する機器を設置し、研究科内外の者が利用出来ることとする場合には、使用料は徴しないこととする。

2 前項にかかわらず、総合研究12号館022実験室については、センター長と使用責任者で別途協議するものとする。

(経費負担)

第9 次の各号に掲げる経費は、使用責任者の負担とする。

(1) 使用責任者又は共用スペース使用に係る教育・研究を共に行う者等がその責に帰すべき事由により、共用スペースの設備又は備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その修繕に要する費用

(2) 共用スペースの維持管理のために通常必要とする軽微な修繕、消耗品の取替え等に要する費用

(3) 実験機器等の搬入、設置、調整及び撤去に係る経費

(使用料の返還)

第10 一旦納入された使用料は、使用責任者の都合により使用を取り止めた場合及び使用責任者の責に帰すべき事由により、研究科が使用許可を取り消し又は使用を中止された場合には返還しない。ただし、研究科の都合により使用許可を取り消し又は使用を中止させた場合は、使用料の全部又は一部を返還する。

(原状回復義務)

第11 使用期間が終了した時において、使用していた研究科共用スペース内に残置物等

がある場合には、使用責任者の経費で以ってこれを撤去し、原状に復して研究科に返還するものとする。

- 2 使用者責任者は、前項の返還に際し、使用責任者立ち会いのうえ、エネルギー科学研究科事務長の検査確認を受けなければならない。
- 3 研究科共用スペースの返還が遅延した場合には、遅延期間に応じ相応の遅延金を使用責任者に支払わせることがある。

(その他)

第12 この使用要項に定めるものの他、必要な事項はセンター長が定めるものとする。

附 則

この使用要項は、平成26年11月13日から施行する。

附 則

この使用要項は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この使用要項は、平成28年7月7日から施行する。
- 2 改正後の第5の規定は、施行日以後に使用を開始する当該プログラム等から適用するものとする。
- 3 別表1のうち、プラズマ波動実験棟B26実験室については、使用期間を平成29年度末までとし、使用料は徴しないものとする。

別表 1

建物名	室番号	室名	面積 (m ²)
総合研究 1 0 号館	001	共同実験室 1	41
	008	共同実験室 3	29
	011	共同実験室 2	41
	010	共同実験室 4	57
	301	共同実験室 5	20
	401	共同実験室 6	40
	402	共同実験室 7	29
総合研究 1 1 号館	003	実験室	40
	004	実験室	38
	010	実験室	49
	210	研究室	18
総合研究 1 2 号館	022	実験室	57
工学部総合校舎	B001	共同実験室	31
	B002	共同実験室	209
	B003	共同実験室	47
プラズマ波動実験棟	B26	実験室	185

別表 2

区分	使用料
使用責任者が研究科教職員の場合	月額 400円/m ²
使用責任者が研究科教職員以外の場合	月額 1,000円/m ²

(別紙様式)

エネルギー科学研究科共用スペース使用申込書

平成 年 月 日

先端科学研究教育センター長 殿

申請者
所 属
氏 名

印

エネルギー科学研究科共用スペースの使用要項に基づき、次のとおり研究科共用スペースの使用を申し込みます。

記

1. 使用場所

2. 使用期間

※要項第5に該当する場合は、実施期間が確認出来る書類を添付すること

3. 使用目的

※要項第5に該当する場合は、研究課題名を記載すること

4. 利用計画(事業計画)

5. その他参考になる資料